

様式第 1 号（第 7 条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容		施業実施協定の廃止の認可	
根拠法令 及び条項		森林法 第 10 条の 11 の 7 第 1 項	
審査基準	☒ 有（第 4 条第 1 項に該当する場合を含む。） ☐ 無（根拠：第 4 条第 2 項第 号に該当）		
	公表 ☒ する ☐ しない（公表しない場合の根拠：第 7 条第 4 項第 号に該当）		
	【内容】（※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） （施業実施協定の廃止） 第十条の十一の七 施業実施協定に係る森林所有者等、森林の土地の所有者及び 特定非営利活動法人等は、第十条の十一第一項若しくは第二項又は第十条の十 一の五第一項の認可を受けた施業実施協定を廃止しようとする場合において は、その過半数の合意をもつてその旨を定め、市町村の長の認可を受けなけれ ばならない。		
審査基準 設定年月日	令和 6 年 2 月 5 日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	☐ 有（第 6 条において準用する第 4 条第 1 項に該当する場合を含む。） 期間（ ） ☒ 無（根拠：第 6 条において準用する第 4 条第 2 項第 1 号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部 産業振興課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し
 くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定め
 を審査基準の内容欄に記載すること。